

第四章 社会の変容とこころ豊かな県民生活の創造

第一節 新しい県民生活の創造

一 豊かさの中の消費者問題

物から心へ・消費 高度経済成長期の終えんのきつかけとなった昭和四十八（一九七三）年の第一次石油危機。者から生活者へ パニックに陥った消費者の買いだめや買い急ぎ、便乗値上げもあって、日本は狂乱物価

といわれた急速なインフレに襲われた。だが第二次石油危機があった昭和五十四年、消費者物価は対前年度比で一時的に上昇したものの、消費者に以前のようなパニックはなかった。二度の石油危機の間、消費者は値段だけでなく、商品の質やデザインなどを商品選択の基準とするようになっていた。昭和五十二年度版の『消費生活相談の概要』（県立神戸生活科学センター発行）を紐解くと、買い物相談増加の背景に、情報氾濫時代にあっても、質やデザインといった商品に付随する情報については消費者が「情報欠乏者」となる面が現れたと分析をしている。新たな消費者問題の側面を示す記述である。

物の充実に伴い、代わりにサービスが消費において台頭するようになった。全国のデータによると、消費

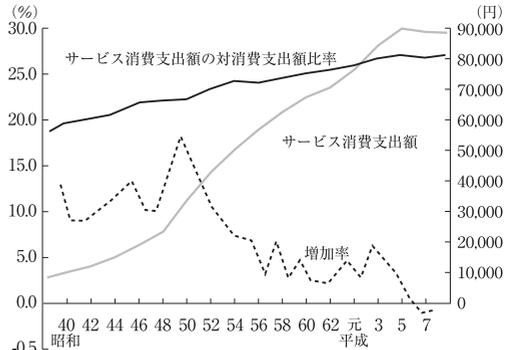


図59 サービス消費支出額と増加率・対消費支出総額比率の推移
 (『家計調査年報』より作成)

に対する考え方も、「物から心へ」「量から質へ」の指向の中で、やすらぎ、ゆとり、生きがいといった真の幸福を求めようとしている」と記されている。

物の購入における差別化とサービス化の進展を背景として、危険な商品を告発することで多数の消費者への影響を最小限にとどめるといふ大量生産・大量消費の時代にあった消費者問題への対応は、徐々に変化するようになった。昭和五十三年四月、神戸市生田区(現中央区)に兵庫県立生活科学研究所が開設され、それまで県内各地の生活科学センターが担ってきた事業が移管された。生活科学研究所に寄せられた苦情相談件数は昭和六十三年以降は増加する傾向を示しているのに対し、依頼試験については五十六年の五〇件を

総支出額にサービス消費支出費(通信費、教育費、教養娯楽費、理美容サービス、交際費の合計)が占める割合は一九六〇年代から一貫して伸びている。豊かさに比例するように、サービス消費が拡大してきた様子が見えてくる。当然、消費者が抱える問題もサービスに関するものが増えていく。県立神戸生活科学センターが受け付けた苦情相談、問合せ・要望の件数の推移を見ると、苦情相談におけるサービスの占める比率は、昭和五十年以降拡大、五十九年度には三割以上、そして平成三(一九九二)年度からは四割を上回る。問合せ・要望に関しサービスの占める比率は、明らかに昭和五十年の後半から拡大傾向にある。昭和五十五年度の『生活科学化推進の概要』には、「県民の生活

第四章 社会の変容とこころ豊かな県民生活の創造

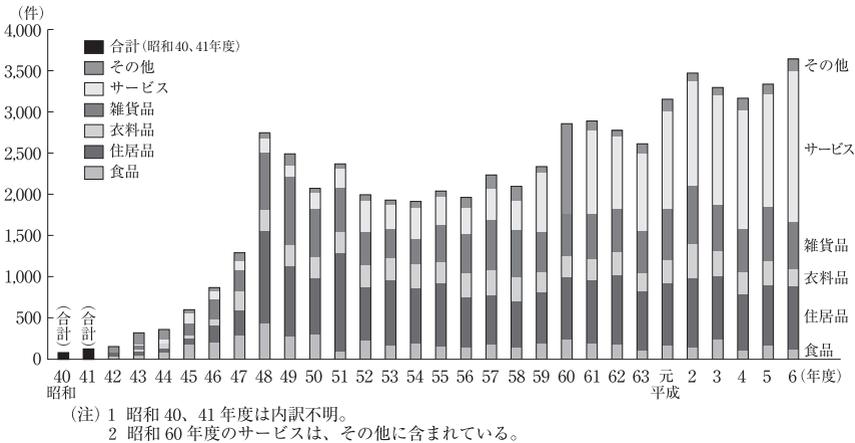


図 60 商品別苦情相談件数の推移

(『神戸生活科学センター 30 周年記念誌』より作成)

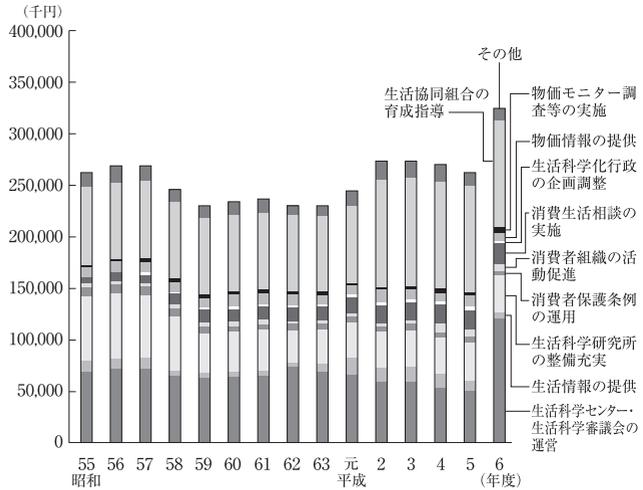
ピークに減少する様子が見られる。試験内容に目を転じると、それまでは健康被害や財産の毀損につながる内容を含む異常の原因の究明が主だったが、昭和六十年代からは品質テストや性能試験、海外製品の有毒物質の有無などの事前の検査が中心となっており、流通している商品による被害拡大から消費者を守る考え方とは異なる。

その対応はより幅広い生活者を対象とすることだった。消費者から生活者への視点の転換である。『消費生活相談概要』の昭和五十五年度版には、従来の消費者という言葉が、生産者に対比され受け身で自らのくらしを自らで築く主体的な意味合いが欠如しているとの認識があったことを記している。

新しい県民生 活への対応

消費者行政を担った生活文化部の主要事業に関する
新しい県民生活への対応
わる予算から、傾向を読み取ってみよう。行政

改革の中で経費削減の傾向にあるが、啓発の要となる県内七カ所の生活科学センターの運営費は毎年六五〇〇万円以上が費やされている。生活情報の提供方法は啓発資料の作成や毎月のニュースの発行であったが、昭和五十七年度からは媒体を県広



(注) 年度により業務の名称の変更がある。
複数の業務が統合されていることもある。

図 61 消費者行政の業務別予算額の推移

(『生活文化部事務概要』より作成)

報誌『ニューひょうご』に変更し、より幅広い県民への情報提供を可能にするとともに経費も抑えた。一貫して予算額の拡大が見られるのは消費生活相談の実施で、消費生活相談員を九人から一〇人に増員した。また、昭和五十九年度からは神戸生活科学センターと国民生活センターとをオンラインで結ぶPIONETの運用を開始、情報を収集し各地の生活科学センターにファクシミリで送付、共有した情報により、事案の発生する前の対応を可能にした。消費者組織の活動促進についても経費は少額ながら継続的に行われていた。昭和五十六年には一〇〇団体だった消費者団体は、平成四年に一三一団体に増加している。昭和五十八年二月には、八三団体一七万人が加盟する兵庫県消費者団体連絡協議会が設立された。

高度経済成長後の成熟社会における消費者行政は、生活者と位置づけた県民に向けての情報提供、予防を含む相談業務、団体の組織化が進められ一定の成果を得ていた。

昭和五十九年二月、神戸市で九都道府県（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県）の主催による消費者行政サミットが初めて開催された。消費者行政をリードしてきた兵庫県を舞台

に、成熟化社会における消費者行政やその広域化と連携の強化をテーマに話し合われた。また、昭和六十二年六月には、県立生活科学センター開設二五周年を記念し、消費者行政シンポジウムが開催された。県内の消費者グループら約六〇〇人が参加し、今後の消費者行政について活発な意見が出された。

悪徳商法を
めぐる攻防

マルチ商法などが全国的な問題となっていた昭和五十一年、特定商取引に関する法律が成立し、翌年より施行された。その後も、いわゆる悪徳商法をめぐっての苦情が各地の生活科学センターに寄せられていた。消費生活相談の特徴として、昭和五十五年度版『消費生活相談の概要』には、「旅行や保険、消費者信用など無形の商品と呼ばれるサービスに関する苦情が次第に増加してきた」と記されている。このことは、モノ離れをした消費者の苦情や相談の特徴を示している。消費者被害の続発と法律の制定や改正による抑え込み、そして新たな悪徳商法の登場という繰り返しの中、金地金を使ったペーパー商法により多くの被害者を出した詐欺事件、豊田商事事件が発生した。

県的生活科学センターには昭和五十六年ごろから豊田商事をめぐる相談が寄せられており、年を追うごとに増加、メディアが盛んに取り上げた六十年には三二四件の相談があった。豊田商事が、昭和五十六年四月から六十年六月までの間に顧客から預かったとされる金額は、全国で約二〇一三億五〇〇〇万円に及んだという。被害者団体が設立され同社への告訴や損害賠償の訴訟が行われた。法律の不備を突かれた形の国がようやく対応体制を整えた昭和六十年六月十五日、兵庫県警察本部（以下、兵庫県警）は同社が五〇〇〇〇万円に上る小切手を無許可で台湾に向けて密輸出していたことを掴み、外国為替及び外国貿易管理法違反容疑で大阪本社等の家宅捜索に踏み込んだ。これにより豊田商事のペーパー商法の全容と資金の流れを明らかにし、

表48 豊田商事グループの相談受付状況

事業者	年度別 受付 センター	相談受付件数					(件)
		昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	計
豊田商事	神戸センター	6	16	32	5	172	278
	県立他センター			17	37	152	206
	県立センター計	6	16	49	89	324	484
鹿島商事	神戸センター					6	6
豊田ゴルフクラブ	神戸センター					7	7
太平商事	神戸センター					5	5
ベルギーダイヤモンド	県立センター計					95	95

(注) 1 豊田商事の県立他センターの被害額は昭和60年6月まで。7月以降は不明。

2 鹿島商事、豊田ゴルフクラブ、大洋商事は県立他センターの受付なし。

(『神戸生活科学センター30周年記念誌』を参照して作成)

事件解決の突破口にしたい目論見があった。

七月、同社は大阪地方裁判所より破産宣告を受けたが、当時、八〇〇〇人の従業者がいたと言われ、大企業の倒産に匹敵した。確定債権件数は二万八八五一件、総確定債権額は一一五億三〇二一円で、県内の被害者は一一九九人、被害金額は推計で五三億三三三二万円に及んだ。

この頃、新たな消費者被害を生み出し問題視されていたのが、不安を
 おおり高額な印鑑や壺などの商品を販売するいわゆる霊感商法であった。
 新興の宗教団体の複数の関係会社を中心となり、組織化された方法で、
 布教活動を名乗り関係者が販売を担った。その手法は、心理的に追いつめ
 契約を結ばせるもので、全国的に被害が見られた。東京の弁護士グルー
 プが昭和六十二年二月に行った合同相談会だけでも「被害は約五〇〇件、
 二〇億円に達した」と発表されたが、兵庫県内の生活科学センターには、
 既に五十四年から相談が寄せられ、六十一年度の九二件をピークに、平
 成六年度までに、契約に関する苦情が三五四件に及んだ。神戸市内の弁
 護士グループも被害者救済に乗り出し、昭和六十二年七月には県内の被
 害者による集団訴訟へと発展、六十三年八月に神戸地裁で和解が成立した。ただ和解成立後も被害は完全に
 は収まらず、その後、宗教団体を相手取ったの損害賠償訴訟などが、兵庫県を含め全国で相次いだ。

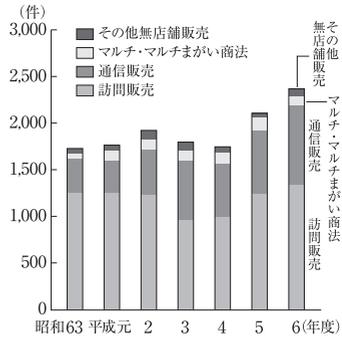


図 62 特殊販売の苦情状況
 (『消費生活相談概要』より作成)

第二次中期行政計画』には、兵庫県警に相談を受け付ける県警悪徳商法相談センターを設置し、専門職員等を配置することなどが盛り込まれた。兵庫県警の生活経済課に相談電話の受付として悪徳商法一一〇番が設けられ、平成三年度には三五件、四年度三三件、五年度四五件、六年度七四件の相談を受け付けた。バブル経済崩壊後の景気低迷の中で相談が増えており、経済事犯も増加する傾向にあった。

経済状況の大きな転換と県民生活への打撃
 昭和から平成に時代が移り変わる時期は、日本経済の大きな構造転換期となり、消費者にも大きな影響を与えた。昭和六十年九月の「プラザ合意」の直後から円高、

ドル安が続伸、輸出に頼っていた日本経済は円高不況に陥った。日本銀行は景気回復の気配を知りながらも、昭和六十二年十月の世界的な株価大暴落（ブラックマンデー）による世界経済の落ち込みを恐れ、低金利政策を長期にわたって採用、過剰流動性を産み八〇年代後半のバブル経済につながるようになった。

一方で、円高で消費者は輸入品を入手しやすくなった。同時に輸入品に関わる様々な問題、例えば食品で

特殊販売の苦情件数の推移では、マルチあるいはマルチまがい商法に関する苦情件数は昭和六十三年以降も増加している。昭和六十三年五月の「訪問販売等に関する法律」の改正で、権限が都道府県へと移譲されたことに伴い、平成元年度から県は消費者が不当な損害を受けることがないように、禁止行為等の規制にも取り組むこととなった。

法律への違反や、より悪質な場合、刑法に規定する詐欺罪に相当するなど経済関係事犯も見られた。平成三年度からの『兵庫二〇〇一年計画



図63 為替レート (ドル円) の推移
 (「外国為替相場状況」より作成)

の異物混入や海外では認められている収穫後の農薬処理によるポストハーベスト問題、衣料品での縫製不良、輸入車の故障頻発が見られるようになった。輸入品の安全・衛生・品質・機能に関する苦情件数は、昭和六十一年度で七一件、六十二年で九六件、六十三年で八三件、平成元年度で一〇七件、二年度で一七七件と増加する傾向にある。こうした苦情、相談の拡大もあり、兵庫県立生活科学研究所では昭和六十二年以降、試験研究計画のテーマに輸入商品関連を設け、輸入食品の安全性確認のための試験や、輸入自転車の安全性の検査などを実施した。

バブル経済は、消費者を混乱させるに十分な事象だった。土地神話に支えられる形で、その担保により莫大な資金が証券市場に流れ込み、株価を引き上げた。だが、平成二年に金融の引締めと土地取引に関する総量規制が導入され、急速にバブル経済は収束、その崩壊は消費者に被害を与えた。

バブル経済の時期、資産を増やしたいと当時財テクと呼ばれた投資に励んだ消費者には、その崩壊で思わぬ損失を被った人もいた。生活科学センターには、平成七年に破たんした兵庫銀行の関連会社、兵庫抵当証券のモーゲージ証書を銀行員に言われるまま購入したが満期が来ても返金されない、などの相談もあった。目立つのは企業倒産に伴う相談で、バブル崩壊直前の平成二年度には五五件であった相談件数が、翌三年に

後のバブル経済の崩壊、また消費税の導入など、経済情勢が大きく変化する中で、消費者の混乱を抑制するため、消費者行政として、専門性の向上や県民への情報の提供がより重視されるようになったのである。

生活創造に向け 経済情勢の激しい変動とそれに伴う生活の変化は、当然であるが人々の考え方にも影響を
ての新たな答申 及ぼした。バブル経済に浮かれた時代を経て、多様化する消費者の行動を前に、生活の科

学化を主に据えた行政にも見直しの機運が訪れた。平成二年七月、生活科学審議会に貝原俊民知事より、「二
一世紀のともに生きる地域社会、真に豊かな生活創造を目指す生活行政の基本的な方向及び具体的な展開に
ついて」の諮問があった。ここにおいて生活創造とのキーワードが登場した。

平成二年十月、「新しい生活行政の展開方策に関する答申」が提出された。答申では、消費生活の個人化、
多様化への対応や合理的な消費行動の醸成、生活者としての生涯学習などを課題とし、提言では、県民が消
費行動の社会的責任を自覚し主体的に行動するための対策、県民が県民活動を展開するための生活創造大学
(仮称)の開設や拠点の整備、消費生活相談員等の設置など市町の取組の充実と県の支援などを挙げた。

この答申を踏まえ、平成三年八月には、生涯学習審議会が設置され、四年には生活文化部に置かれた女性・
生活課を改編し、生活創造課とするとともに、生活科学審議会についても、条例を改正して県民生活審議会
へと変更した。県民生活審議会に対して、七月には早速「望ましい県民生活のあり方とその実現に向けた基
本的方策について」の諮問がなされた。

この諮問に対する答申が平成五年八月に提出された「生活重視社会の構築―五五〇万、県民一人ひとりの
生活創造がいきづく、こころ豊かなひょうご」であった。経済優先から生活重視社会へと転換を訴え、「一

二 自ら活動する県民と行政の新たな関係

日本型福祉社会
とボランティア

日本では、民生・児童委員や保護司など、福祉に関連したボランティアや無償での奉仕活動が戦前より脈々と受け継がれてきた。その後、高度経済成長により国民の間に余裕が生まれると、ボランティアに参加する人も増加した。昭和四十二年には七月豪雨で大規模な水害に襲われた神戸市などの救援に駆け付けたボランティアらによりボランティア協会兵庫ビューローが設立され、ボランティアの育成やコーディネートを行った。

昭和四十五年、県の補助により、兵庫県民会館に兵庫県ボランティアセンターが開設された。兵庫県社会福祉協議会が運営し、ボランティア協会兵庫ビューローの活動の場となった。昭和四十八年二月の第一四〇



写真 97 ボランティア協会兵庫ビューロー

回県議会の提案説明の中で、坂井時忠^{さかいときただ}知事は、新しい福祉社会を実現するために社会保障の充実と同時に地域社会のボランティア活動を活発化し、そのネットワーク化をはかると述べ、四十八年度からボランティアに関わる施策が始まった。

厚生省は、昭和四十七年に市区町村の社会福祉協議会に社会奉仕活動センターの設置を奨励、兵庫県は四十八年度に豊岡市などの一市の市町を指定、翌年には更に三町を加え、それぞれの社会福祉協議会に対し複数の年度にわたって、社会福祉資源のネットワークづくりや地域ボランティア発掘の助成を行った。また、兵庫県社会福祉協議会に委託し、阪神地域（西宮市社会福祉協議会）

と播磨^{はりま}地域（姫路市社会福祉協議会）に地域ボランティアセンターを開設し、地域での研修や情報交換、広報や機材提供などを行うボランティア拠点とした。

昭和五十年には厚生省予算に社会奉仕活動育成費補助金が計上され、自治体の社会奉仕活動センター等に国庫補助金の交付が開始された。県は昭和五十一年度から事業化、県社会福祉協議会や市町の社会奉仕活動支援センターに対して運営費補助を行った。

兵庫県内のボラ
ンティアの動き
高齢化の進展に伴い、各地で在宅福祉への関心が高まる中、市民側の動きも活発化した。

昭和三十七年に結成された神戸ライフ・ケア協会は、依頼者が時間当たりの一定額を支払うことで家事支援を受けることができる有償のボランティアによる活動を行った。これは全国初の有償ボランティアとされる。同年には、神戸市社会福祉協議会のボランティア情報センターが主催した在宅ボランティア養成講座の修了生によって、在宅ケアボランティア・グループ「ほほえみ」が結成された。「ほほえみ」は自治会や民生・児童委員などとも連携し要援護者に対しボランティアを派遣し友愛訪問や外出支援、家事援助などの訪問サービスを実施した。

同じく昭和五十七年七月から労働省の補助事業として始まったファミリー・サポート・クラブは、社会参加を目的として、留守番や家事の一部、病人の世話、子どもの学習支援など、会員同士でその余裕の時間を生かして助け合うもので、会員になるためには会費を負担し、手助けを受けた人は時間当たりの報酬を支払う仕組みであった。人口二〇万人以上の都市を対象とし、神戸市と姫路市を含む全国一四都市でスタートした。神戸市では神戸市婦人団体協議会が単位婦人会ごとにクラブを組織化し、昭和五十七年には一五団体二

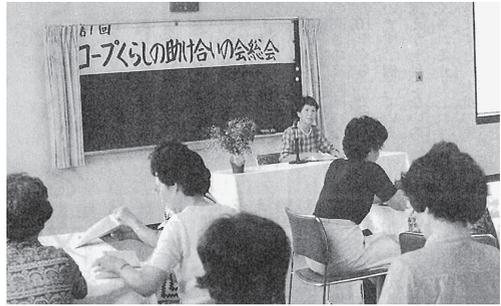


写真 98 コープくらしの助け合いの会総会
(コープこうべ提供)

六八人の会員であったが、六十年には三六団体一一五九人、平成元年には四三団体一二六七人の会員へと増加した。姫路市の場合、昭和五十九年に八〇八人であった会員数が、六十三年には五一三人へと減少した。労働省の補助は平成五年で終了し、神戸市でも事業は見直された。

このほかにも灘神戸生協では二年の検討を経て、昭和五十八年六月から「コープくらしの助け合いの会」を制度化した。組合員同士で会を作り、奉仕時間に応じた謝礼を支払う、非営利の有償福祉活動と位置づけられたもので、会員の自主活動に灘神戸生協が人的、財政的な支援を行うものであった。

兵庫県のボランティア施策と拡大・定着するボランティア活動

坂井知事は、昭和五十七年二月の第一七九回兵庫県議会定例会の中で、「幸いその輪を広

げつつあるボランティア発掘拡大運動については、ともに生きる県政の理念を県民総ボランティア活動として発展させる」と述べ、ボランティア施策の拡充を示した。昭和五十六年までに全市に社会奉仕活動センターが放置されており、県は昭和五十七年度から二カ年、町に対しボランティアセンターの設置の補助を集中して行い、県内全市町への設置が終了した。

昭和六十年、厚生省は、ボランティア活動による福祉のまちづくりのため、市区町村社会福祉協議会を委託者とし、二年程度の期間で拠点整備等の助成を行う福祉ボランティアのまちづくり事業（ボランティア事業）を開始した。県内では昭和六十年に神戸市と姫路市が指定され、六十一年に宝塚市と三木市、六十二年に尼

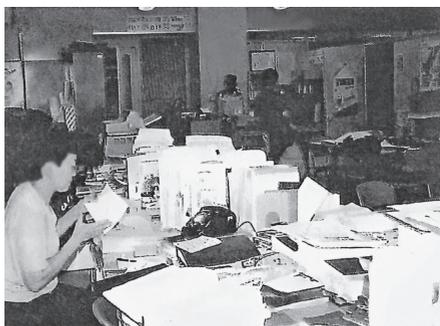


写真 99 ボランティアコーディネーター
(兵庫県ボランティア協会提供)

崎市と龍野市（現たつの市）、六十三年に伊丹市と豊岡市、平成元年に西宮市と相生市、二年に明石市と西脇市、三年に加古川市と川西市、四年に高砂市、五年に洲本市と小野市が指定された。

昭和六十三年度から始まる県の福祉コミュニティづくり推進事業は、ボランティアの需給調整を中心として活動支援を行うボランティアコーディネーターを市町のボランティアセンターに設置する、全国で初めてとなる事業であった。平成三年には予算額を約九四〇〇万円へ倍増し、これにより常勤のコーディネーターを設置する市町が拡大した。またコーディネーターのためのマニュアルも整備され相談件数も年々増加していた。コーディネーターへの補助は平成十三年度まで継続された。

ボランティア施策の拡張に伴い、その予算額も、昭和四十八年度に四〇一万五〇〇〇円であったものが毎年拡大し、五十七年度には約二一五〇万円と五倍になった。その後、ボランティア事業や福祉コミュニティづくり推進事業も加わり、平成三年には一億円を超えた。昭和五十一年度から始まった国による社会奉仕活動センター、社会奉仕活動指導センターに対する補助は平成五年に終了するが、県独自の上乗せもあり、平成六年にはボランティア施策に係る予算は二億円を超え二億一五八七万一〇〇〇円となった。

さて、兵庫県内のボランティア活動の状況であるが、兵庫県社会福祉協議会が、昭和四十二年当時に把握していた二二七グループを対象とした調査によると、回答のあった一〇〇〇グループの会員数は四九三一人で

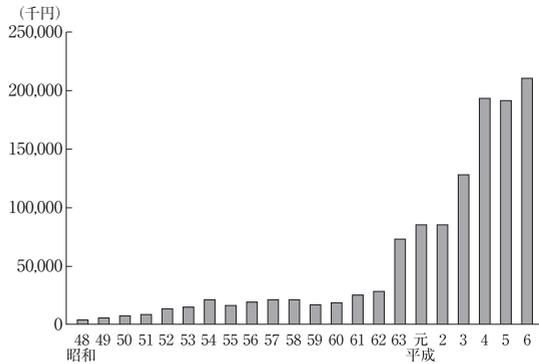


図64 兵庫県におけるボランティア施策経費の推移
 (『民生部事業概要』『主要施策の成果に関する報告書』より作成)

あった。昭和五十九年十一月に県と社会福祉協議会が県内のボランティア活動の動向を調査した結果、一六九八のボランティアグループがあり、七万八五六人が活動していた。アンケートの分析から、男女比では七六・五％が女性であり、年齢は三十代が十五・七％、四十代が二〇・九％、五十代が一八・五％であり、五一・九％を主婦が占めた。昭和六十三年の調査では、一五九四グループから回答があり、会員数は三万二三三二人で、女性の割合が八三・九％を占めた。平成三年度以降、県社会福祉協議会が収集したボランティアグループとその会員数等の推移は平成三年度には三〇七九グループで一四万六九六五人の会員があり、年々その数は増加した。

昭和五十六年度の兵庫県民全世帯アンケート(回答数六六万二三六〇件)によると、ボランティアをしているとの回答は五二・〇％を占め、複数回答による内訳では、二五・一％は地域の清掃活動への参加、一二・〇％が祭りなど地域行事の世話、そして七・一％が地域の青少年グループの世話となっており、ボランティア活動をしている回答者の八五％が地域に関わる活動と回答した。

昭和六十三年度の兵庫県民全世帯アンケート(回答数八二万二三二二件)での社会活動に関する問いでは、社会活動に取り組んでいる人は三一・四％であり、内訳では自治会活動など地域づくりに関することが一八・四％を占めた。なお、取り組んでいきたいとの意向を示した割合は五五・三％であった。平成三年度の兵庫



写真 100 第1回全国ボランティアフェスティバル

県民全世帯アンケート（回答数八二万三九六件）では、ボランティア活動に参加をしている人は三四・〇％であり、自分以外を含め家族の誰かがしていると回答は四一・一％となっている。内訳は自治会活動などが多くを占め一九・三％となっている。また児童・青少年を対象にした活動に五・三％、環境の美化や保全のための活動に九・九％、趣味・レクリエーションに関する活動に四・六％が参加をしているとの回答であり、ボランティア活動の幅が広がっていることが示された。

平成四年十月二十四日、二十五日の二日間、兵庫県、神戸市、明石市のほか、全国社会福祉協議会、中央共同募金会などが主催する第一回全国ボランティアフェスティバルが、神戸市中央区の神戸国際会議場や神戸国際展示場、兵庫県公館、明石市の明石市民会館、明石公園などを会場として開催された。事前に小、中、高校生向けに「ボランティア 身近にあった話」、一般向けに「ボランティア活動・私の提言」の作文を募集し、九四〇件の応募があった。国際シンポジウム、福祉マップの活用や車いすが이드などのアクセスガイド、一四のテーマに分かれてのボランティア活動交流研究会、バザーなどが行われた。参加者は延べ八万三七五五人に及んだ。

生活文化県民運動とこころ豊かな兵庫をめざす県民運動

兵庫県においては、昭和四十二年に展開された交通安全県民運動のほか、暴力追放や省資源など様々な県民運動が取り組まれてきた。県民への呼びかけ



写真 101 第1回兵庫県生活文化推進大会

特に、昭和五十五年度から始まる生活文化県民運動は、県民より提起された課題を自ら身近な生活や地域の見直しを通じて解決を図ることを目的としていた。これは坂井知事の政策理念「参加と合意と連帯による県政」にも共通するものがあつた。婦人団体や文化団体、福祉団体など県内九二の主要団体から成る生活文化県民運動推進協議会が設立され、県民会議等で提言された意見に基づき提唱された五つの目標、①生きがいと喜びをつくる、②健康な心と体を養う、③くらしを守り質をたかめる、④正しく明るい子供を育てる、⑤花と緑の環境をつくるについて、県の助成を得て自主的な実践を促進した。生活文化県民運動は平成元年度まで継続された。

昭和六十一年十一月、知事に就任した貝原は、翌年二月の定例議会で、「広く県民の英知を結集するとともに、その実践においても自主的で活発な県民運動を心から期待」すると、県民運動を議論と実践との両輪と捉える発言をしている。そして、昭和六十二年度より、こころ豊かな人づくり、すこやかな社会づくり、さわやかな県土づくりに関わる県民運動を展開する中で、議論の場として、全県フォーラムや県内七ブロックでの地域フォーラムなど、多様な協議の場が開催された。これらは貝原が知事選に際して掲げた五つの公約の実現に当たって、県民との協働を重視したことになる。

昭和六十三年度からは、地域における民間と公的機関との接点で専門的に活動する県民運動推進員を各県民局に二名計一四名配置した。平成元年度に

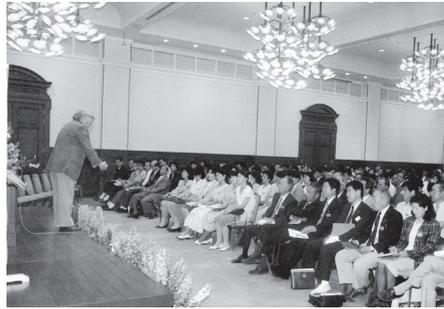


写真 102 こころ豊かな人づくり 500 人委員会

運動が受け継いだのである。

平成五年十一月五日、神戸クリスタルタワーにて、「地方から考える県民運動交流フォーラム」が開催された。全国各地で展開されている県民運動の実践活動のリーダー等が意見交換等を行い、県民運動のネットワークを広げることが目的であり、一五府県から約三〇〇〇人が参加した。

ところで、生活文化県民運動は昭和五十年から毎年開催された県民会議とも関係が深く、そこで提起された課題について生活文化県民運動により、県民が自律的に解決する図式であった。これに対し、「こころ豊かな兵庫」を目指す県民運動は、県の政策課題をフォーラムなどの場で県民が協議し、これを運動により実践するものであった。県民運動が政策実現の一環と位置づけられていたことになる。

は、新たに地域や団体等で県民運動を担う指導者たちの自己研鑽の場となる。「こころ豊かな人づくり五〇〇人委員会」を、県民局を単位として発足させた。平成元年になると、三つの運動は「こころ豊かな兵庫」をめざす県民運動」と総称されるようになった。平成二年度の県民運動の支援に三億四八九二万五〇〇〇円の予算を配分、県民運動推進員を一九名に増員、また、こころ豊かな地域をを目指す運動推進専門員（市町専門推進員）を設置する市町に対して事業経費の一部を助成した。平成三年度には、生活文化県民運動推進協議会を再編し、こころ豊かな兵庫づくり推進協議会が組織された。平成二年度、三年度を通して事実上、生活文化県民運動をこころ豊かな兵庫をめざす県民



写真 103 地方から考える県民運動交流
フォーラム

こころ豊かな兵庫を目指す県民運動の支援は、各地の県民局が担ったが、政策にも関わる県民運動の支援をどう行うか、必ずしも明確ではなかった。住民の自主的運動であるため、県職員の関与は最小化したいが、フォーラムなどは予算の関係上、関与が避けられない部分がある。官製運動との評価もあつたというが、県民運動推進員やこころ豊かな人づくり五〇〇人委員などが、両者の間に立ちながら運動を実りあるものにしてきたといえる。

平成元年五月に発足した兵庫県地方自治研究会が翌年二月に出した報告書『県民運動のあり方について』において、県民運動の背景として、「私的領域」と行政的領域との間の中間領域を、われわれはシビル・ゾーン (civil zone) と名づけることにした。このシビル・ゾーンこそが県民運動が活躍する領域である」と書いている。それは私的領域と行政的領域の「中間に位置するだけであつて、独立した重要な領域で(略)、担う主体は本質的には行政ではなく、住民である」と説明をしている。

貝原は著書で、兵庫県の先導的実践として「住民運動方式」による新しいコミュニティづくりを挙げ、「行政など専門機関が担当する「公共的領域」と個別の問題を抱える個人や家庭などの「私的領域」の中間にあつて、人びとがここに具体的な問題を持ち寄り、そのことについて知恵を集めて自ら行動規範を考え、それを実践する第三の「市民社会領域」を拡大し充実していくことが、今、何よりも求められているようにおもわれてなりません」と書いている(『新兵庫物語 自律・自治への発想と挑戦』)。

第四章 社会の変容とこころ豊かな県民生活の創造

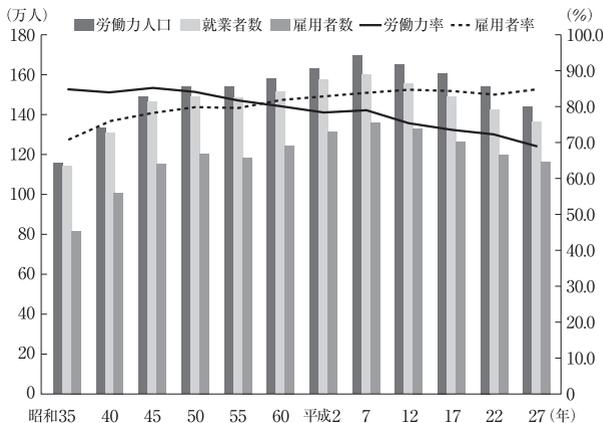


図 65 国勢調査における就業者数、雇員者数の推移(男性)
 (「国勢調査」より作成)

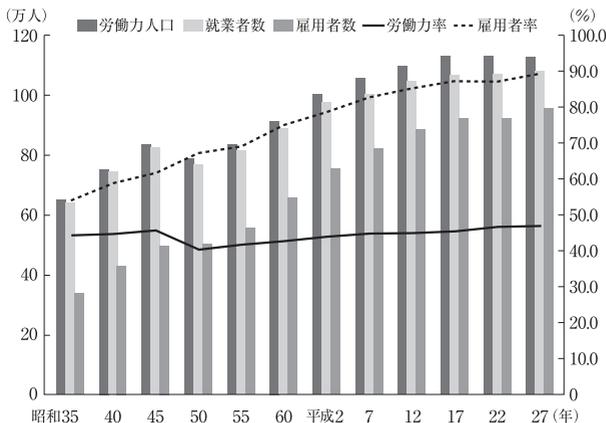


図 66 国勢調査における就業者数、雇員者数の推移(女性)
 (「国勢調査」より作成)

三 安定成長期の女性の社会進出

女性と労働市場

企業の現場にオフィスオートメーションの波が訪れ、計算機オペレーター、キーパンチャー、そして事務補助員という職種を中心に女性が労働力として大いに期待された。労働力に占める女性の割合も昭和五十年から上昇に転じ、企業等への雇員者を中心として、女性の労働力が拡大した。一九

八〇年代以降もサービス業化、情報化という産業の構造変化により、女性の労働の機会が拡大する。

兵庫県の女性労働の変化については国勢調査の結果から示す。女性労働率は昭和三〇年代にあって四〇%を上回るが、その多くは農業や商業における家族従業者であった。昭和三

十五年、企業等での雇用者の就業者数に対する比率は、女性では男性と比べ低く、三十五年で男性が七一・五％に対し、女性は五三・四％であり、当時の女性の就労は家業に従事するもので、企業では主に男性が働くという姿であった。その後、女性の雇用者比率は上昇し、平成十二年で男性八五・一％と女性八四・八％と、ほぼ等しい比率となる。特に、昭和五十五年からの二〇年間で、雇用者率は男性でおよそ五ポイント伸びたのに対し、女性は一七ポイントも上昇しており、職場における女性の活躍の場は更に広がった。

雇用分野における女性差別の撤廃にむけて

国連は昭和五十年を国際婦人年と定め、この年開催された国際婦人年世界会議において世界行動計画が採択されたが、その中で、雇用での性別や婚姻を理由とする差

別を撤廃する原則を含む法制度の整備などが求められた。日本国内では一九五〇年代から、労働省婦人少年局を中心に、各地で性別での定年の相違や結婚による退職の強要を差別として是正する活動が続けられ、一九六〇年代以降は、性別による雇用条件の相違の慣行や組合との協約などを違法とする判決も重ねられてきた。

しかし、性による差別を表面上は排除しても、男子をいわゆる総合職として、女子を一般職として区分して採用するといった方策により、採用を入口とする就業の機会に差を設けており、労働の場において女性を補助的な労働力とみなす男女の差別は依然として残されたままであった。

さらに、女性の雇用形態として一九七〇年代に定着した、主に主婦によるパートタイム労働が、家計補助的な性格を持つものとされたことも、女性を補助労働と位置づけた慣行を根づかせ、また賃金を抑制する要因となった。女性は学校を卒業しての就業時に一般職として雇用され、結婚、出産後に一度職場を離れ、子

表49 従業員の年齢構成 (30人以上規模) 人 (%)

区分		20歳未満	20歳～24歳	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳以上	計
従業員 常用	男	(2.1) 4,169	(8.3) 16,896	(32.7) 66,460	(27.8) 56,347	(21.4) 43,531	(7.7) 15,584	202,987
	女	(8.3) 5,575	(24.4) 16,281	(19.7) 13,134	(19.0) 12,704	(20.6) 13,763	(8.0) 5,340	66,797
臨時・日 雇従業員	男	(8.6) 463	(14.3) 766	(10.0) 536	(14.2) 764	(21.9) 1,176	(31.0) 1,667	5,372
	女	(3.8) 334	(8.1) 715	(18.8) 1,656	(34.9) 3,076	(23.2) 2,043	(11.2) 996	8,820
計		(3.7) 10,541	(12.2) 34,658	(28.8) 81,786	(25.7) 72,891	(21.3) 60,513	(8.3) 23,587	283,976
うち パート タイマー	男	(11.0) 144	(19.9) 262	(14.3) 188	(12.9) 170	(15.4) 202	(26.5) 349	1,315
	女	(1.9) 253	(4.1) 553	(16.7) 2,263	(42.3) 5,720	(25.3) 3,421	(9.7) 1,321	13,531

(「勤労婦人実態調査」を参照して作成)

育てが一段落して再度パートタイマーとして就業することになり、結果、女性の年齢階級別の労働力率が、二十五歳から四十歳代までの間低下する、いわゆるM字カーブを描く我が国独特の特徴を示すこととなった。言い換えるならば、女性の労働力において、二十歳代と結婚後の四十歳代以降の二つの山を持つことであり、

女性に対する労働政策はそれぞれへの対応となった。つまり、前者については新規学卒者への対応に包含され、後者は勤労婦人福祉法に基づく母性保護とパートタイマーへの就労の支援ということで展開された。

八〇年代、兵庫県の女性労働の実情 当時の兵庫県における女性の労働はど

の女性労働の実情 のようなものであったろうか。兵庫県労働部が昭和五十五年に従業員三〇人以上の三〇〇〇事業所を対象に実施した「勤労婦人実態調査」(有効回答一四四一件)を紐解くと、女子常用労働者は二十五～三十四歳を境に一旦減少、パートタイマーは三十五～四十四歳で急激に増加し、結婚、子育てにより労働市場から撤退し、主婦のパートタイマーとして進出していることが示されている。女子常用正規従業員の雇用理由(複数回答)では、「男子従業員の補助的仕事なので」が四〇・七%を占める。また、

表50 働いている理由

区分	計	未婚	既婚
働かないと家計が苦しいから	36.9	22.1	48.3
子どもの学資のため	13.9	0.5	24.2
老後の生活設計のため	20.1	11.5	26.7
住宅、自動車、耐久消費財などの購入のため	12.8	3.5	19.9
両親の生活費援助のため	7.3	13.9	2.1
家族のレジャー教養費用のため	6.1	5.4	6.6
自分で自由にできるお金が欲しいから	43.7	69.1	24.1
仕事が好きだから	11.5	9.8	12.9
友人や近所の主婦が働いているから	1.4	0.8	1.9
時間があまっているから	9.7	7.1	11.7
自分の個性や能力を破棄したいから	1.5	22.3	9.4
家庭にいたくないから	3.4	3.4	3.3
他にすることがないから	7	12	3.2
その他	7.1	10.5	4.5

〔「勤労婦人意識調査」を参照して作成〕

管理職への登用では、「女子を登用していない」が六〇・一％であり、女子のみに適用する退職制度があるのは二八・三％となっている。労働における男女の不平等が明確になっている。また女子パートタイマーについては、就業規則がないが三八・二％、生理休暇制度がないが五六・六％であるなど、常用雇用者とパートタイマーの労働環境にも差があった。

昭和五十六年、働く女性についての実態と意識を明らかにするため、県では従業員三〇人以上の事業所に勤務する五〇〇〇人の女性を対象とした「勤労婦人意識調査」を実施した。回答者の内訳は未婚者八七五人、既婚者一一四三人である。フルタイムの正規従業員は合計で七五・八％であり、未婚者の九三・四％、既婚者では六二・四％であった。既婚者の就労者の三分の一以上がパートタイム労働である。働いている理由を

複数回答で尋ねた結果は、既婚者の四八・三％が「働かないと家計が苦しいから」と回答するなど、生活に役立てることを理由としている。また離転職の経験は、未婚者では二二・三％であるが、既婚者では五七・三％に及び、その理由も「結婚のため」が四六・五％、「出産のため」が三〇・五％であることから、ここからも既婚者において結婚、出産を機に、一度職場を離れている様子がうかがわれる。



写真 104 姫路パートバンク

パートタイマーへの支援
八〇年代前半の、兵庫県的女性就労に関する施策は、パートタイム労働の仕事のあっせんや相談が中心となっていた。県内一〇カ所の公共職業安定所に設けた婦人相談コーナーの充実が掲げられ、さらに昭和五十七年九月一日には、神戸市立中小企業会館内に新たに三宮パートバンクを設けた。パートバンクは労働省所管で、昭和五十六年にパートタイム労働の需給が集中する大都市（東京、横浜、大阪）に設置された。その後、姫路パートバンクが、従前の姫路ターミナル職業相談室を改組して昭和五十九年に、以降、尼崎（六十年）、明石（六十三年）、加古川（平成三年）にも設置された。また中規模都市には小規模なパートバンクとなるパートサテライトが宝塚（平成二年）と川西（四年）に置かれた。

図68に示す。数値は女性労働者に限定されていないが、傾向として読み取ることができる。図67からは、平成二年までは、求人数はほぼ一貫して増加している様子が見取れる。特に昭和六十二年からの伸びが大きい。バブル経済の崩壊する平成二年をピークとして大幅に減少する。逆に、求職者数は昭和六十一年まで上昇するが、平成元年、二年には減少、その後上昇に転じる。バブル経済の崩壊に伴い苦しくなった家計を支えるために就業の希望が増大したと考えられる。就職者数を求職者数で除した就職率は三五〜四〇%で推移したが、バブル経済期には四二・九%と高くなったものの、その後は三

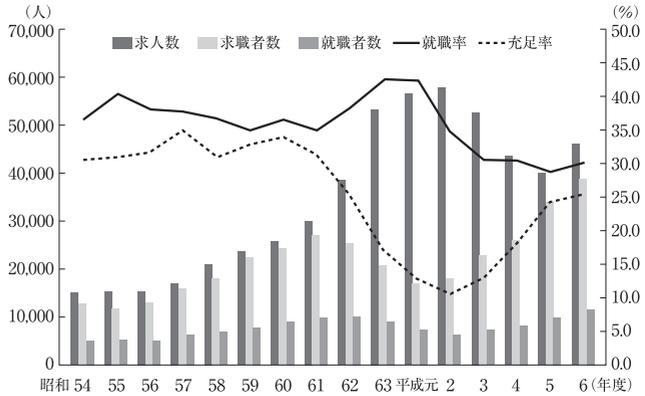


図 67 パート・タイマーの職業紹介状況
 (『労働部事務概要』より作成)

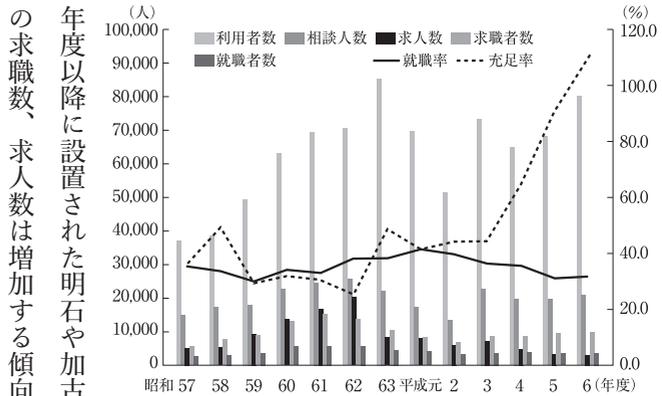


図 68 パートバンク等の取扱状況
 (『労働部事務概要』より作成)

による紹介が増えたことも理由としてある。

年度以降に設置された明石や加古川、宝塚、川西といった住宅地での求職数、求人数は増加する傾向にある。また、民間の求人情報誌

○%にまで低下している。
 次に、パートバンク等の取扱状況では、昭和五十七年の設置以降、利用者数、相談人員数は増加し、六十二年をピークに減少するが、平成四年を底に増加する。やはり景気が影響したと思われる。求人数、求職者数は昭和六十二年を境に大幅に減少しているが、六十三

**男女雇用機会
 均等法の制定**

昭和五十四年、第三四回の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女子差別撤廃条約）」が採択され、翌年、デンマーク駐在大使の高橋展子（たかはしのよこ）が署名した。国際婦人年の終わる昭和六十年までに批准するためには「男女の平等を基礎として、同一の権利

署名した。国際婦人年の終わる昭和六十年までに批准するためには「男女の平等を基礎として、同一の権利

を確保するため、雇用の分野における婦人に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる（女子差別撤廃条約第一条）ことが必要となった。

このため、昭和六十年五月に「勤労婦人福祉法」を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」が制定され、同年六月二十五日に女子差別撤廃条約が批准された。事業主は募集、採用、配置や昇進で男女に均等な機会を与える努力義務と教育訓練や退職、解雇において男女の差別的取扱いが禁止された。法に違反しても罰則がないなど問題も指摘されたが、就労における男女平等の第一歩を踏み出した。

さて、県では昭和五十六年に生活文化部所管で婦人問題研究会議を発足、五年をかけ、家庭、地域社会、労働、職場、政策決定の場での課題を分析し、六十一年六月に「婦人問題の展望―二〇〇一年に向けて―」を報告した。その中で、「サービス経済化の進行している今日、女性の感性や繊細な感受性をどのように活用するかが、ニーズの開発や企業の発展の原動力となりつつある」と社会経済の変化が女性の進出の条件を整備しているとしつつも、報酬の面では差が大きく、その問題解決が課題と述べている。そして、「これからの婦人施策は、婦人を保護の対象ではなく、社会的な担い手として、どのように社会的参加をすすめていくかということ」と述べている。

男女共同参画と「新ひょう
「この女性しあわせプラン」

昭和六十二年五月、国では、内閣総理大臣を本部長とし、全省庁の事務次官で構成される総理府の婦人問題企画推進本部が、男女がともに社会の発展と安定に貢献できる男女共同参加型社会の形成を目指すことを目標とする「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動

計画」を決定した。五つの基本目標を掲げ、実質的な女性の地位向上を図ることを目指し、例えば、国の審議会等への婦人の登用や女子公務員の採用などを基本的施策として、政策・方針決定への女性の参加の促進という目標を達成するものであった。

平成二年九月、兵庫県は「新ひょうごの女性しあわせプラン」を策定した。昭和六十年の「ひょうごの婦人しあわせプラン」は一〇年間を計画期間としたが、男女雇用機会均等法施行など女性を取り巻く環境が大きく変化する中、期間途中での見直しであった。まず標題が婦人から女性に変化した。七月に今後の制度で婦人という語を極力使用せず女性に改める方針を決定していた。所管の婦人・生活課は女性・生活課となり、新たに女性対策担当と女性教育担当を擁する女性政策室が設けられた。西宮市では、平成元年に「西宮市女性プラン―男女の平等と共同参加の実現をめざして―」が策定されており、この時点で婦人の用語が女性へと変更されている。

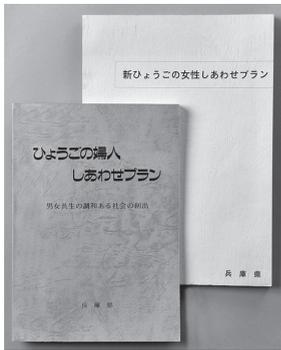


写真 105

新婦人しあわせプラン
女性しあわせプラン
ひょうごの女性しあわせプラン

ちなみに、国では、平成三年四月になって、婦人問題企画推進本部担当課に対し、共同参加から共同参画へ、婦人は、法令用語、固有名詞、慣用になって固有名詞に準ずるものを除き、女性を使用するとの通知が出された。婦人は成人女性を指す言葉であり、男性と対語となる女性を使うというものであった。政府だけでなく、平成三年七月の調査によると、四七都道府県・一政令指定都市のうち、三分の一で、女性問題担当部局の名前が婦人から女性に改称されていた。

第四章 社会の変容とこころ豊かな県民生活の創造

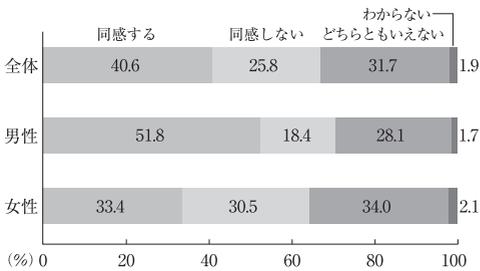


図 69 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方
 (「女性の社会参加に関する意識調査」より作成)

さて、「新ひょうごの女性しあわせプラン」は、国の「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画」(昭和六十二年)の基本的な考え方を組み込んだ県独自の行動計画との位置づけであり、目標年度は同じく二〇〇〇年である。「新ひょうごの女性しあわせプラン」では、日本国憲法及び女子差別撤廃条約から、個人の尊重と権利の平等を基本理念に掲げ、六つの基本目標とそれによる総合目標、そして基本目標に紐づけられた二一の基本課題を挙げ、課題を解決するための方策を示している。表51に、ひょうごの婦人しあわせプランと新ひょうごの女性しあわせプランの構成を示す。両計画の多くの部分は共通するが、新プランでは人権を考え方の基本とし、性役割分業意識に基づく慣習など女性の社会進出を阻害する要因を社会によって是正することを示している。

背景には根強い性役割分業意識と、女性からの不平等感がある。平成元年九月に兵庫県が実施した「女性の社会参加に関する意識調査」によると、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に「同意する」との回答が四〇・六%を占め、特に、男性では五一・八%と過半数であった。また、家庭や職場などで男女が平等であるか否かとの点では、全ての社会場面で男性が女性を上回り、平等ではないと回答をしていた。こうした現状を女性個人々の力で解決するのではなく、これが人権問題との認識の中で社会が主として解決を図ることが望まれたのである。

国は、平成三年五月に「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画(第一次

表51 ひょうごの婦人しあわせプランと新ひょうごの女性しあわせプランの構成

	ひょうごの婦人しあわせプラン (昭和60年)	新ひょうごの女性しあわせプラン (平成2年)
基本 構想	<p>【基本理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人の尊重と両性の平等 ともに生きるための生活文化社会の実現 婦人の社会的地位の向上と福祉の増進 <p>【基本方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> 固定的な性別役割分業意識の見直し 男女平等教育の推進 あらゆる分野への婦人の主体的参加の促進 地域社会との連携のもとでの幸せな家庭づくりの推進 健康の増進と母性の尊重 働く権利の保障と条件の整備 生活文化社会を基盤とする福祉の向上 	<p>【基本理念】</p> <p>個人の尊重と権利の平等</p> <p>【総合目標】</p> <p>男女共生社会の実現</p>
基本 計画	<p>第1 男女平等をめざす教育を進める</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 家庭教育をすすめる 学校教育をすすめる 社会教育をすすめる <p>第2 婦人の社会参加をうながす</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 政策・方針決定への参加をはかる 県民活動をうながす 国際社会に生きる <p>第3 しあわせな家庭づくりをすすめる</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> しあわせな家庭をつくる 子どもをすこやかに育てる <p>第4 ぐらしの質を高める</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活の向上をはかる <p>第5 健康の保持と増進をはかる</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 母と子の健康の増進をはかる 健康づくりをすすめる <p>第6 働く婦人の地位を高める</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇用の機会をひろげる 労働条件の男女平等と向上をすすめる 母性を保護する <p>第7 母子家庭等の生活の安定をはかる</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇用の促進をはかる 生活の安定をはかる <p>第8 老後における生活の安定をはかる</p> <p>【基本方策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 生きがいづくりを充実する 生活の安定をはかる 社会的な施設をととのえる 	<p>基本目標Ⅰ 男女平等をめざす人権思想の高揚</p> <p>【基本課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 性別役割分業意識とそれに基づく社会慣習・通年の是正 生の尊重と母性の社会的重要性の認識の浸透 社会的に困難な状況下にある女性の人権の確保 <p>基本目標Ⅱ 男女平等をめざす教育の推進</p> <p>【基本課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 男女平等を目指す学校教育の推進 男女の主体的な生き方を可能にする生涯学習の推進 <p>基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女の共同参加の促進</p> <p>【基本課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 政策・方針決定の場への女性の登用促進 地域活動への男女共同参加の促進 家庭生活への男女共同参加の促進 国際交流への参加の促進 保育と介護に対する支援システムの充実 <p>基本目標Ⅳ 経済的自立の促進と労働条件の整備</p> <p>【基本課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 男女の雇用機会均等の確保 女性の職業能力の開発 女性の就業能力の開発 パートタイム労働者等における労働条件の向上 農林漁業に従事する女性の地位向上 <p>基本目標Ⅴ 母性の保護と健康福祉の増進</p> <p>【基本課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 母性の保護と母子保健の充実 女性の健康の保持・促進 女性の豊かで活力ある高齢期の保障 母子家庭や障害女性等の自立と福祉の増進 <p>基本目標Ⅵ 男女共生社会実現のための総合的推進</p> <p>【基本課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> 推進体制の充実・強化 女性のための活動拠点施設の整備

〔「ひょうごの婦人しあわせプラン」『新ひょうごの女性しあわせプラン』より作成〕



写真 106 県立女性センター「イーブン」

改定」を決定、夫婦別姓の問題や離婚後女性にのみ再婚禁止期間を設ける法制度の見直し、男子の子育て参画のための労働環境づくりなどの内容も盛り込み、男女共同参画が二一世紀の人権問題との認識を示している。

女性交流センターの設置

女性交流センターの設置

さて、「新ひょうごの女性しあわせプラン」には、女性のための活動拠点施設の整備課題とする市町立の文化施設が、必ずしも女性の活動を促進する目的のものではなく、しかも、女性に関する情報・交流の核としての機能を欠いているとある。これに対する方策として「個々の施設が持つ「女性に関する情報」のネットワーク化を進め、このネットワーク化により個々の施設の機能充実と活性化を図るため、情報や交流の核となる活動拠点施設、いわゆる「女性センター」の設置が望まれる」としている。

平成四年十月一日、兵庫県は、神戸市中央区の三宮ハートビルの五階、六階部分に県立女性センター「イーブン」を開設した。イーブンの名は公募によるものであった。初代所長には、女性問題に詳しい関西大学文学部講師の清原桂子きよはらけいこが就任した。

女性センターの事業は、女性問題の解決に向けた自主活動の支援、女性問題に関する情報の収集及び提供、相談への対応、女性の就業に必要な指導及び技術講習の実施、女性問題に関する普及啓発、研究事業の展開と多岐に及ぶ。例

えば、女性問題に関する相談への対応では、センターに女性問題カウンセラーを五名配置、平成四年からの半年で一六七件の相談を受け付けた。相談件数は、その後、平成五年度で三一九件、六年度で六五四九件と倍増した。情報の収集及び提供では、広報誌の『県立女性センターイーブンニュース』を年四回、一万八〇〇部発行している。他にも女性問題アドバイザー養成講座の開講や、ダブル経済崩壊後の不況の中、就職が難しい女子学生のための就職準備セミナーの開催など、女性の社会進出と男女共同参画に向けての様々な取組を展開してきた。

男女共同参画は人権に根差す男女平等を基盤とする。それは女性センターだけが担うものではなく、社会全体で取り組むべきことである。貝原知事が、センターが開設された平成四年十月の『ニューひょうご』のエッセーの中で、イーブンを取り上げ「男女共生社会の実現には、家庭、地域、職場などにおける実践が大切であり、一人ひとりが自らの課題として受け止め、努力を積み重ねていくことが必要」と書いていることは、それを端的に示したものであろう。

四 県民生活を脅かす事件・暴力

一九八〇年代、県民のみならず、国民の安全・安心を脅かし、社会を震撼させ、後に至るまで多大な影響をもたらすことになる事件が、県内で立て続けに発生した。警察庁広域重要指定事件第一一四号事件「グリコ・森永事件」と一一六号事件「朝日新聞阪神支局襲撃事件」である。また、この時期、暴力団同士の抗争が激化し、県民生活にも被害が及ぶ事態が生じた。

森永製品にも毒物



グリコ犯が犯行声明

西宮など5個発見

博多―東京に20個か

一部から青酸反応

報じるを混入の毒物への製品森永
（信配通共同）新聞（神戸）新聞
（昭和59年）（1984年）10月8日

写真 107

グリコ・昭和五十九年三月、西宮市に在住していた江崎グリコ社長の誘拐事件が発生した。兵庫県・大森永事件 阪府にまたがる日本で最初の大手企業のトップを狙った身代金目的の誘拐事件であり、西宮署に捜査本部が設置された。これに端を発する「グリコ・森永事件」は、食品メーカーへの脅迫状がマスコミ各社に送りつけられたこともあり、その報道は過熱した。末尾に「かい人二一面相」と付した警察を愚弄するような脅迫状は、世間を連日騒がせ、後に劇場型犯罪とも言われた。二日後、社長は監禁されていた大阪府茨木市の水防倉庫から自力で脱出し、六五時間ぶりに自由の身となった。

同事件は、三月の社長誘拐、四月のグリコ本社及び関連会社への放火を経て、五月に、グリコ製品に毒物である青酸ソーダを入れたとの脅迫状がマスコミに届けられた。これにより、店頭からグリコ製品が消える騒動へと発展した。六月末、犯行グループは「江崎グリコ ゆるしたる」と一方的に休戦を宣言し、一旦沈

静化したかに見えたが、事件が終わったわけではなかった。九月に、今度は森永製菓あてに脅迫状が届いた。そして、十月には、毒物入りの製品が、県内のスーパーを含む二府一県の五店舗の店頭に入入される事態へと発展した。

その後、ハウス食品や不二家等への脅迫が行われたが、昭和六十年八月に、犯行グループから終息宣言となった挑戦状「くいもの 会社 いびるの もお やめや」が送られて以降は、新たな脅迫等が行われることはなかった。

一連の事件は平成十二年までに全て時効を迎え、警察庁広域重要指定事件第一一四号は、指定事件として初めて、犯人逮捕に至らなかった。

朝日新聞阪神
支局銃撃事件

昭和六十二年五月三日の憲法記念日、西宮市の朝日新聞阪神支局二階の編集室に散弾銃を
持った男が侵入し、三名いた記者に向けて発砲した。記者一名が死亡し、一名が重体となっ

た。五月六日に共同通信社・時事通信社に対し、「すべての朝日社員に死刑を言いわたす。きょうの関西の動きははじめである」など犯行声明文が送られた。差出人には「日本民族独立義勇軍 別働 赤報隊一同」とあった。

暴力により市民の安全を脅かすとともに、言論の自由に対するテロリズムともいえる事件であった。同事件は平成十四年五月に時効を迎え、第一一四号と同様、第一一六号もまた事件解決に至ることはなかった。



事件昭和
朝日新聞
支局銃撃
神阪新聞
社報
朝日新聞
62 (1987) 年 5 月 4 日

写真 108

朝日新聞阪神支局の三階には、死亡した記者らが座っていた応接セットなどを保存する襲撃事件資料室が設けられた。事件を風化させないこと、何より言論の自由を守る決意がそこには見られる。

暴力団へ この時期、相次ぐ暴力団による抗争に県民が巻き込まれる事
の対応 態が生じるなど、安全・安心への大きな脅威となっていた。

兵庫県では、昭和三十四年に兵庫県暴力追放委員会が設置され、暴力から市民を守ることに注力していた。昭和三十九年から四十五年、五十年と、全国の警察が一体となって始めた三次にわたる頂上作戦により暴力団の勢

力は一時的には衰えることとなった。兵庫県警は、昭和四十八年から二号線ブルドーザー作戦と呼ぶ山口組を対象とした集中的な取締りを行った。尼崎市から姫路市にかけて六市に一二五ある県内の暴力団の九割以上が立地していたからである。しかし、昭和五十年代になると、暴力団は民事介入暴力や総会屋による企業への恐喝まがいの行動など、新たな資金源を確保するとともに、抗争の長期化を避けて組織を温存し、再び拡大する傾向を示した。

兵庫県では、暴力団が関わる事件が後を絶たなかった。昭和五十六年七月、組長の死去後、我が国最大の暴力団である山口組は内部分裂し、新たに一和会が結成された。昭和六十年一月、山口組組長ら三人が一和会の暴力団員に射殺され、山一抗争と呼ばれる昭和最大級の抗争事件へと発展した。

双方の拠点が姫路市と神戸市にあり、県民の不安は大きなものとなった。昭和六十年二月には、加古川市の暴力団幹部宅隣の一般住宅に散弾が撃ち込まれた。四月二十三日には、神戸市内で、歩道に居た暴力団員を銃撃した銃弾が通行人を負傷させる事件が発生した。一連の暴力団抗争で、一般人にけが人が出たのは初めてであった。九月には暴力団員が尼崎市内のスナックで発砲し、巻き添えとなった女性が死亡する事件も発生した。

一般市民をも巻き込んだ抗争は大きな社会問題となったため、兵庫県警は構成員の検挙や拳銃の摘発、組事務所への張りつけ警戒などにより対応を行った。平成元年三月の一和会解散により抗争は終結した。

暴力団同士の抗争事件や、民事介入暴力など巧妙化する活動に対して、当時の法律での取締りには限界があった。警察庁は平成二年十一月に初となる暴力団対策立法の検討を始め、三年五月に「暴力団員による不



写真 109 暴力団追放兵庫県民センター開所式（暴力団追放兵庫県民センター提供）

ととした。同センターでは、県民の安全・安心の確保のため、広報啓発活動を推し進め、県内四カ所に設けた常設の相談所での暴力相談、被害者への訴訟費用の無利子貸付などの業務に取り組んだ。六月には、神戸市で、暴力団追放県民大会を開催した。暴力団追放運動に取り組む地域住民ら約二〇〇人が参加し、「暴力団の存在を断じて許さない」とする大会宣言を採択した。

第二節 公害対策から地球環境保全へ

昭和五十年代後半には、工場などの固定発生源に起因する公害への対策が進展し、大気汚染・水質汚濁等

当な行為の防止等に関する法律」(以下、暴対法)が制定された。暴対法は、都道府県公安委員会が指定暴力団を指定し、当該暴力団の活動に規制を加え、市民生活の安全と平穏を確保することを目的とした。兵庫県公安委員会は、平成三年六月一日に暴力団対策法施行準備委員会を設置し、四年の法施行にあわせて、山口組を指定暴力団として指定した。また、暴対法を受けて、各都道府県に暴力団追放センターが設置された。平成四年四月、本県においても「暴力団追放兵庫県民センター」を設立し、行政、地域住民が一体となり、県民総ぐるみで暴力団排除活動を行うこ